

ご旅行条件書〈募集型企画旅行〉

●お申込み前に必ずご一読ください。

1.企画旅行契約

- (1)この旅行は、ウイッシュインターナショナル株式会社(観光庁長官登録旅行業第1361号)（以下「当社」という）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。
- (2)契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書・出発前にお渡しする最終日程表及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」（以下「募集型企画旅行約款」といいます）によります。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2.旅行の申込み方法

- (1)当社又は旅行業法で規定された受託営業所（以下「当社ら」という）にて当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき50,000円のお申込金又は旅行代全額を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。但し、別途パンフレットに申込金の記載がある場合はその定めをこころにします。
- (2)当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申込書を受けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は予約がなったものとして取り扱います。
- (3)お申込金は、旅行代金の一部として取り扱います。又、お客様の任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないと、所定の違約料の一部として取り扱います。
- (4)お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力します。（以下「エイティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として受け取れます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。この時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当社がその予約可能通知の前にお客様から「エイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額戻します。なお、「エイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。
- (5)申込書等にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりに記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、訂正などに要する費用もいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

3.申込条件

- (1)15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意が必要です。
- (2)参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等、特別な配慮が必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のため講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。現在健康を害している方、妊娠中の方には医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運輸・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、介助者・同伴者の同行などを条件とする場合があります。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。
- (4)当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるとときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。
- (5)お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件（手配旅行契約）でお受けすることができます。
- (6)当社は、お客様が次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
- ①お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。
- ②お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ③お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- ④お客様が風説を流布し、偽証を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (7)その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

4.契約書面と最終日程表

- (1)募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第2項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。
- (2)契約書面（パンフレット、旅行条件書、お申込書控え等）と確定書面（集合時間・場所、運送機関・宿泊機関等に関する確定情報を記載したもの）（以下「最終日程表」といいます）をお渡しします。
- (3)最終日程表は旅行開始日の前日までに交付いたします。当社は、旅行開始日の7日前までにお渡しできるよう努力しますが、ピーク時等においては遅れる場合があります。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのばって7日前に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に最終日程表を交付する場合があります。また、旅行付日前日であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明します。

本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取扱条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読みください。

5.旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのばって35日目に当たる日（以下「基準日」といいます）より前に支払っていただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

6.渡航手続

- (1)現在お持つの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得、予防接種証明書などの渡航手続は、お客様の責任で行っていただきます。但し、当社では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部代行を行なう場合があります。この場合、当社はお客様のご自身に起因する事由により、旅券・査証の取得、関係国への出入国が許可されなかつたとしてもその責任は負いません。なお、当社及び当社の代理業者以外の旅行業者に渡航手続を依頼された場合は、当該渡航手続の業務にかかる契約の当事者は当該取扱旅行業者になります。
- (2)日本国籍以外の方は、自国の領事館・渡航先国の領事館・入国管理事務所にお問合せください。
- (3)お客様が語学研修プログラムに基づくサービスを受けるにあたり、手続きに必要な書類は、当社より送付してご連絡します。お客様は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社に返送ください。

7.旅行代金に含まれているもの

パンフレットに明示された以下のものが含まれます。

- (1)航空・船舶・鉄道等利用運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。以下同様とします。）を含みません。本パンフレット内でファーストクラス席、Cクラス席利用と明示されていない場合はエコノミークラス、鉄道は普通席を利用します。）
- (2)国際観光旅客税、旅行日程中の現地出入国税、空港税（但し、空港税等を含まないことを表記されているコースを除きます。）、航空保険料。
- (3)旅行日程に明記したホームステイ・語学研修プログラム費用及びその手配費用
- (4)送迎等の料金（空港、駅等と宿泊場所間）（但し、旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。）
- (5)宿泊（ホームステイ・学校寮・民営寮・ステューデントアパート・キャンパスロッジ・ホステル・ホテル）の料金、税、サービス料
- ホームステイの場合、1家族に1人または複数人で滞在する場合もあります。寮滞在の場合、1人部屋か否か、またはルームメート等について、申込み者の希望が通らない場合もあります。尚、滞在先・部屋には同国籍の留学生が滞在している場合があります。
- (6)旅行日程に記載されている食事の料金、税、サービス料金
- (7)お1人につきスーツケース等1個の受託手荷物運送料金（お1人20kg以内が原則ですが、方面によって異なりますので、詳しくは係員におたずねください。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです。）
- (8)団体行動中のチップ
- (9)添乗員が同行するコースの添乗員経費（お客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しません。）
- (10)海外送金手数料

8.旅行代金に含まれていないもの

- 第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します
- (1)超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）
- (2)飲食代、クリーニング代、電報・電話料、通信料、ホテルのボイ・メイド、及び一部の空港・駅・港でのボーターに対する心付、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税、サービス料
- (3)渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・旅券証紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金）
- (4)希望者のみが参加されるオプショナルツアー（別途料金の自由旅行）の料金
- (5)日本国内の空港施設使用料、旅客保安サービス料
- (6)日本国内の自宅と集合地・解散地間の交通費、宿泊費等
- (7)傷害・疾病に関する医療費
- (8)機内食（機内食は航空会社の任意のサービスによるもので、旅行経費には含まれていません）
- (9)運送機関の課す付加運賃・料金
- (10)滞在中の交通費
- (11)自由行動中の一切の費用
- (12)海外旅行傷害保険費用
- (13)特別な配慮に要した費用

9.旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦闘、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供（遅延、目的地空港の変更等）その他当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与しないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます）を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10.旅行代金の変更

- (1)当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、パンフレットに記載の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することができます。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのばって15日目に当る日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2)本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻します。
- (3)第9項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取

消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することができます。

- (4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず該当利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

11.お客様の交替

語学研修・ホームステイプログラムの特性上お客様の交替はお受けできません。

12.お客様による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始前）

- (1)お客様は、パンフレットに定める取消料を当社に支払って旅行契約解除することができます。なお、旅行契約の取消日とは、お客様が当社らのそれの営業日・営業時間内に取消をする旨をお申出いただいた時を基準とします。
- (2)お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- 1) 当社によって契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第22項（表）に掲げるものの、その他の重要なものであるときには限りません。
- 2) 第10項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- 3) 天災地変、戦闘、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある極めて大きいとき。
- 4) 当社が、お客様に対し第4項(3)で定めた期日までに、最終日程表をお渡しなかったとき。
- 5) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3)当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払い戻します。取消料が申込金ではかなわないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）全額を解除した翌日から算して30日以内に払い戻します。
- (4)お客様の都合で旅行開始日及びコース変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し新たに旅行契約を締結していただくことになります。この場合当社はパンフレットに基づく取消料を申し受けます。

13.お客様による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始後）

- (1)お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなして、一切払い戻しません。
- (2)お客様の責に帰すべき事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときには限りません。）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

14.当社による旅行契約の解除（旅行開始前）

- (1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払わないとときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することができます。この場合、パンフレットに定める取消料の解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いただきます。
- (2)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
1. お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
2. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないことだと当社が認めたとき。
3. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めたとき。
4. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めたとき。
5. お客様が契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
6. お客様の名義が契約書面に記載した最小催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのばって、23日目（パンフレットに定める取消料の中で規定するピーク時に旅行を開始するものについては、33日目）に当る日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
7. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれがある極めて大きいとき。
8. 天災地変、戦闘、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の間与しない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある極めて大きいとき。
9. 第3項(6)の②～④に該当する場合。

15.当社による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始後）

- (1)当社は次に掲げる場合において、旅行契約を解除することができます。
1. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないことだと当社が認めたとき。
2. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの方は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めたとき。
3. 天災地変、戦闘、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の間与しない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
4. 第3項(6)の①～④に該当する場合。
- (2)本項(1)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有效地に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこ

これから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻します。

(3)本項(1)イ、ハ、により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する費用の一切都是お客様のご負担となります。

(4)集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなしい戻しはしません。

16.取消料

(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておひとりにつき取消料をお支払いいただきます。

本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース

| 旅行契約の取消期日取消料(おひとり) | | | |
|---|----------|------------|-----------|
| ●旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日から31日に当たる日まで。 | ピーク時のご出発 | ピーク時以外のご出発 | 旅行代金の10% |
| ●旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日から3日目まで。 | | | 旅行代金の20% |
| ●旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2日前から当日起算。 | | | 旅行代金の50% |
| ●旅行開始後の取消又は無連絡不参加の場合。 | | | 旅行代金の100% |

(注)ピーク時は、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

(2)当社の責任となるない各種ローンの取扱い上の事由に基づき取消になる場合もパンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。

(3)お取消すまでに渡航手続を開始又は終了している場合には、パンフレットに定める取消料の他に渡航手続所要実費および渡航手続代行料金を申し受けます。

17.旅行管理

当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

(1)お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(2)本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

18.添乗員等

(1)当社は、旅行の内容により添乗員その他の者(以下「添乗員等」という)を同行させ、第17項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることができます。

(2)添乗員等の同行の有無は、パンフレットに明示してあります。

添乗員等が同行しない場合には、現地において当社に代って手配を行わせるもの(以下「手配代行者」といいます)により本項(1)の業務を行わせ、その者の名称及び連絡先は最終日程表に明示します。

(3)お客様は、旅行開始から旅行終了までの間ににおいて、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従ってください。団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であっても、そのお客様の以後の旅行契約を解除することができます。

(4)添乗員等の業務は、原則として8時から20時までです。

19.当社の責任

(1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の(伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等)の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3)お荷物の損害については本項(1)の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償します。

20.お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

21.特備

(1)当社は、第19項(1)に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行契約別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡・補償金として2500万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対についても、10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影用のフィルム、その他これらに付随する損害補償の対象となるものがあります。

(2)当社が、第17項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充當します。

(3)お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハング

ライダー、マイクロライド機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。

(4)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を收受して当社が実施する企画旅行(オプショナルツアーア)については、主たる募集型企画旅行契約の一部として取扱います。

(5)ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはしません。

22.旅行保証

(1)当社は(3)の下表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの以外の、次の①②に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更

(イ)天災地変、(ロ)戦乱、(ハ)暴動、(二)官公署の命令、(ホ)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、(ハ)当初の運行計画によらない運送サービスの提供、(ト)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

②第12項から第16項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

(2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して一旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

(3)当社はお客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金

| 変更補償金の支払が必要となる変更 | 1件あたりの率(%) |
|---|------------|
| 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 | 1.5 3.0 |
| 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更 | 1.0 2.0 |
| 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合に限ります。) | 1.0 2.0 |
| 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更 | 1.0 2.0 |
| 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地となる空港又は旅行終了地となる空港の異なるものへの変更 | 1.0 2.0 |
| 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間ににおける直行便の乗継便又は経由便への変更 | 1.0 2.0 |
| 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 | 1.0 2.0 |
| 契約書面に記載した客室の条件の変更 | 1.0 2.0 |
| 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更 | 2.5 5.0 |

注1「旅行開始前」は、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2最終日程表が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と最終日程表の記載内容との間は最終日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注3第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注4第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注5ホームステイ先のファミリー変更是その性格上第7号には該当いたしません。

注6第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの準を適用せず、第9号によります。

23.通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金等の支払を受けることを条件に電話、郵便、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込を受ける場合があります。(以下「通信契約」といいます。)その場合の旅行条件は、本「海外募集型企画旅行条件書」に準拠しますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。

(1)通信契約の申込に際し、会員は、申込みしようとする企画旅行の名称、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効月日」等(以下「会員番号等」といいます。)を当社にお申出いただきます。

(2)通信契約は、当社が、契約の締結の承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

通信契約成立日をカード利用日とします。

(3)与信等の理由により会員のお申出のクレジットカードでのお支払ができない場合当社は通信契約を解除し、パンフレットに定めた取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払をいたいた場合はその限りではありません。

(4)当社は、会員と通信契約を締結した場合であって、第10項(2)から(4)までの規定により旅行代金が減額された場合又は第12項から第15項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、会員に対し当該金額を払い戻します。この場合において当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に会員に対し払戻すべき額を通知するものとし、会員に当該通知を行った日をカード利用日とします。

(5)通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効等により、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただく場合があります。

(6)通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

24.団体・グループの契約について

(1)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取扱を行います。

(2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

25.ご旅行条件・旅行代金の基準

(1)この旅行条件は、2020年7月現在を基準としています。

またご旅行代金は2020年7月現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規制を基準として算出しています。

(2)特別に注釈のない場合、こもれ代金は年齢が旅行開始日当日を基準として満2歳以上12歳未満のお子様に適用します。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で航空座席を使用しない方に適用します。

(3)追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、1人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休日の選択、出発・帰着曜日の選択等パンフレットに表示して追加する代金をいいます。

(4)本条件書の各項にいう旅行代金とは、募集広告またはパンフレットに旅行代金を表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第2項の申込金、第16項に定める取消料、第22項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプショナルツアーアは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。

(5)空港税等の換算基準日はパンフレットに明示します。過不足が生じても一切精算はいたしません。

26.その他

(1)海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入していただきます。海外旅行保険については当社からの係員にお問い合わせください。

(2)旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

(3)当社はかかる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4)この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行旅行約款によります。また、この条件書の間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行旅行約款を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にお問い合わせください。

(5)保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省海外渡航者のための感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

(6)海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に当社より「海外危険情報に関する書面」をお渡します。

また、「外務省海外安全ホームページ」 www.anzen.mofa.go.jp 外務省領事局領事サービスセンター:03-3580-3311 でもご確認ください。

(7)渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の取扱について

①「レベル1十分注意して下さい。」

②「通常通り催行いたしますが、当社にて渡航情報(危険情報)の書面をお受け取りください。」

③「契約成立後に取消された場合には、パンフレットに定める取消料をお支払いください。」

④「レベル2:不要不急の渡航は止めて下さい。」

⑤「レベル3:危険回避措置」が講じられる判断された場合に限り、原則催行いたします。その場合、当社は渡航情報(危険情報)並びに、危険回避措置に関する説明を行い書面を交付いたします。

⑥「レベル4:書面を受け取り説明を受けた時点での契約解除は取消料を收受しませんが、一旦ご了解いただいた後の契約解除の場合は、パンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。」

⑦「レベル5:渡航中に発生した場合に、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。」

⑧「レベル6:渡航は止め下さい。」

⑨「レベル7:渡航は止めて下さい。」

⑩「レベル8:不要不急の渡航は止めて下さい。」

⑪「レベル9:渡航は止めて下さい。」

⑫「レベル10:渡航は止めて下さい。」

⑬「レベル11:渡航は止めて下さい。」

⑭「レベル12:渡航は止めて下さい。」

⑮「レベル13:渡航は止めて下さい。」

⑯「レベル14:渡航は止めて下さい。」

⑰「レベル15:渡航は止めて下さい。」

⑱「レベル16:渡航は止めて下さい。」

⑲「レベル17:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル18:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル19:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル20:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル21:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル22:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル23:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル24:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル25:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル26:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル27:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル28:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル29:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル30:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル31:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル32:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル33:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル34:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル35:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル36:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル37:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル38:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル39:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル40:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル41:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル42:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル43:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル44:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル45:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル46:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル47:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル48:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル49:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル50:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル51:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル52:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル53:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル54:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル55:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル56:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル57:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル58:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル59:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル60:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル61:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル62:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル63:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル64:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル65:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル66:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル67:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル68:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル69:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル70:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル71:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル72:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル73:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル74:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル75:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル76:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル77:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル78:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル79:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル80:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル81:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル82:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル83:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル84:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル85:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル86:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル87:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル88:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル89:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル90:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル91:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル92:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル93:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル94:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル95:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル96:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル97:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル98:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル99:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル100:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル101:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル102:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル103:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル104:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル105:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル106:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル107:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル108:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル109:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル110:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル111:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル112:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル113:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル114:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル115:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル116:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル117:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル118:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル119:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル120:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル121:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル122:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル123:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル124:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル125:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル126:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル127:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル128:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル129:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル130:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル131:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル132:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル133:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル134:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル135:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル136:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル137:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル138:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル139:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル140:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル141:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル142:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル143:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル144:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル145:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル146:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル147:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル148:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル149:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル150:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル151:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル152:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル153:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル154:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル155:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル156:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル157:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル158:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル159:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル160:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル161:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル162:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル163:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル164:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル165:渡航は止めて下さい。」

⑳「レベル166:渡航は止めて下さい。